

教育委員会制度改革案における国の関与について

現在、政府・与党において、教育委員会制度の改革についての検討がなされているところであるが、全国知事会はこれまで、首長を地方教育行政の最終的な責任者とすべきことや、国の関与の強化を一切行わないことなどを主張してきており、昨年12月の中央教育審議会の答申も、本会の意見に沿ったものと認識している。

今般示された自民党・教育委員会改革に関する小委員会の改革案では、いじめによる自殺等の防止だけでなく、再発防止の措置を講じさせる必要がある場合にも是正の指示ができるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定を見直すなど、地方の法令違反等に対する国の関与の強化を図ることとされている。

しかしながら、こうした見直しを検討する場合においても、地方の自主性・自律性の拡大を図る地方分権の観点から、国の関与は最小限のものとする必要があり、地方の自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の基本原則を逸脱することがあってはならない。

教育委員会制度改革は、地方が担い手となっている教育の在り方そのものに関する事項であるとともに、地方行政体制の在り方や国の関与の在り方など地方自治制度の根幹に関わるものでもある。政府・与党におかれては地方の意見を十分に踏まえた上で検討を進めるよう改めて留意願いたい。

平成26年2月24日

全国知事会

会長 京都府知事 山田 啓二

文教環境常任委員会委員長

秋田県知事 佐竹 敬久